石川県スクールネット管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川県教員総合研修センター(以下、「県教員総合研修センター」という。)及び県立学校のインターネット接続や情報発信等のためにIMS(いしかわマルチメディアスーパーハイウェイ)により結ばれたネットワーク(以下、「スクールネット」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

- 第2条 スクールネットの管理運営は、県教員総合研修センター所長(以下、「スクールネット管理者」という。)が行う。
- 2 スクールネット管理者は、次のことを行うものとする。
- (1) スクールネットの管理、保守・保全に関すること
- (2) スクールネット管理に係る技術的支援に関すること
- (3) スクールネットの利用に係る研修や普及啓発事業に関すること

(スクールネット利用規程の遵守)

第3条 スクールネットを利用しようとする者は、管理者が別途定める利用規程を遵守しなければならない。

(校長の管理責任)

第4条 校長は、学校内のスクールネットの管理運営に関する一切の責任を負 うものとする。

(スクールネット担当者)

- 第5条 校長は、学校内にスクールネット担当者を置くものとする。
- 2 スクールネット担当者は、校長の監督下において、次のことを行うものと する。
- (1) スクールネットに接続している学校内のサーバ、コンピュータの管理に 関すること。
- (2) 県教員総合研修センターとの連絡に関すること。
- (3) スクールネットを利用して行う情報教育活動の推進に関すること。

(利用の報告)

第6条 校長は、スクールネットの利用状況について把握し、スクールネット 管理者の求めに応じて必要な事項を報告するものとする。

(研修の充実)

第7条 校長は、スクールネットを有効かつ適切に利用するための教職員研修 の充実に努めなければならない。 (利用の停止)

第8条 スクールネット管理者は、本要綱に違反する行為が認められた場合は、 当該校のスクールネットの利用を停止することができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はスクールネット管理者が 別に定める。

附則(平成11年4月1日制定)

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附則(平成22年4月27日一部改正)
- この要綱は、平成22年4月27日より施行する。 附則(平成29年4月1日一部改正)
- この要綱は、平成29年4月1日より施行する。 附則(令和5年3月31日一部改正)
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。